

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A製作所でプレス工として就労していたが、平成〇年〇月〇日に金型プレスに左手を挟まれて負傷し、B病院に受診し、「左示指、中指、環指、小指基節骨開放骨折、左示指、中指、環指、小指挫圧挫滅創」と診断され療養し、その後、各医療機関で腹部有茎術、腐骨切除術、左手瘢痕拘縮形成術等を受けて療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第7級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第7級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、左手指の欠損障害・神経障害及び左手指・腹部の醜状障害であると認められ、手指の欠損障害(障害等級第7級)と手指等の醜状障害(障害等級第14級)については争いが無いが、手指の神経障害については、請求代理人はC医師の「カウザルギーと診断される。」との意見を引用して、同神経障害は障害等級第7級に該当すると主張するものである。

(2) 当審査会において関係する医証を検討し、さらに、請求代理人が提出した平成〇年〇月〇日D整形外科撮影のX線像等を読影したが、カウザルギーの診断基準の一つとされる骨萎縮像はなく、その他、カウザルギーの所見は認められない。これらのことから、E医師の「断端部神経性疼痛は頑固な疼痛であるが、反射性交感神経性ジストロフィーやカウザルギーとは認定できない。」との意見は妥当なものであると判断され、同神経障害は障害等級第12級の12(局部にがん固な神経症状を残すもの)に該当するものと判断する。

(3) 以上により、請求人には障害等級第7級、障害等級第12級及び障害等級第14級に該当する障害が残存していることが認められるが、請求人の左手指の欠損障害と神経障害は同一原因にほかならず、通常派生する関係にあると認められることから、上位等級である欠損障害の障害等級第7級をもって認定することとなる。また、醜状障害は障害等級第14級を超えるものではないので、併合の方法を用いても上位等級には至らない。

以上を総合すると、請求人に残存する障害は障害等級第7級に該当するものと判断する。

##### 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第7級に応

ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。